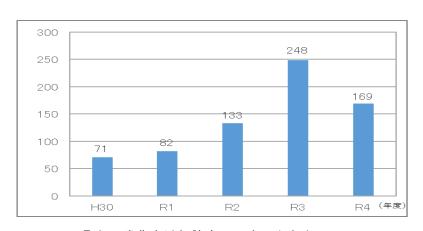
## もうけ話 まずは疑って

在宅ワークという働き方が、以前と比べて浸透する中、自宅で副収入を得ることができないかと考える人が増えています。インターネット上には「簡単に稼げる」「誰でももうかる」と強調する広告や交流サイト (SNS) の情報があふれていますが、投資や副業といったもうけ話をきっかけにしたトラブルの相談が寄せられています。

▼マッチングアプリで知り合った人に FX 取引を勧められ 2 1 0 万円を振り込み、投資した。出金を求めたが連絡が取れなくなった。(5 0 代・男性)

▼フリマサイトを利用して稼げるという SNS の広告を見て副業サイトにアクセス し情報商材を購入した後、高額なサポートプランの契約をさせられた。(20代・ 女性)

登録料やサイト利用料などさまざまな名目でお金を支払わされ「お金がない」と断わっても「すぐに元がとれるから」と、強引に消費者金融で借金するように勧められ、複数の消費者金融業者から借金をさせられ送金しているケースもあります。現金で送金したものを交渉で取り返すことは非常に困難です。簡単にもうかる話はありません。投資やもうけ話を聞いたら、まずは疑いましょう。契約をしてしまっても、クーリングオフや契約取り消しができる場合もあります。判断に迷う時は、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。



※県内の消費生活相談窓口に寄せられた 内職・副業に関する相談件数 (R4 年度は暫定値)

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、 マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で 受け付けています。

電話:058-277-1003

月~金曜日8:30~17:00 土曜日9:00~17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン: 四(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。